

広島地方最低賃金審議会
令和8年度 第1回
広島県最低賃金専門部会

令和8年7月31日（金）

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年7月31日（金）14時05分～14時55分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

（公益代表委員）

岡田 行正

酒井 朋子

村上 恵子

（労働者代表委員）

佐崎 吉宏

林 秀彦

藤中 裕治

（使用者代表委員）

木村 康宏

蔵田 秀和

長谷川信男

（広島労働局）労働基準部長

矢野 総一郎

賃金室長

村上 勝彦

室長補佐

片山 恵美

賃金指導官

檀上 昌浩

4 議 事

（1）部会長、部会長代理の選出について

（2）令和8年度地域別最低賃金改定の目安について

（3）広島県最低賃金の改正決定について

（4）その他

【片山補佐】

第1回広島地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。

本日は1回目ですので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に専門部会委員の選任についてご報告します。同委員の選任につきましては、推薦公示の手続を経て、任命させていただきました。なお、専門部会委員のご紹介につきましては、資料No.1「広島県最低賃金専門部会委員名簿」をご覧ください。ことで代えさせていただきます。たく存じます。

また、本日の専門部会委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員が3名、使用者代表委員が3名、合計9名の委員にご出席いただいておりますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は4名の方が傍聴されています。

なお、傍聴される方は遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

また、本専門部会は原則公開としておりますが、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程により、個人情報保護に支障がある場合、個人もしくは団体等の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合は、部会長判断により会議が非公開とされる場合があることをご了承いただきますようお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、労働基準部長の矢野よりご挨拶申し上げます。

【矢野労働基準部長】

労働基準部長の矢野でございます。

本審に続きまして、おつかれさまでございます。

さて、今年度の地域別最低賃金額改定を目安額は、公労使委員で丁寧に議論を重ねていただいた結論としまして、広島県の属するBランクの目安額は、56円と答申がなされたところでございます。

今回の目安額ですが、消費者物価が継続して高いことに着目しつつ、賃上げの流れが継続していることを考慮し、賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方で、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している状況等を踏まえた、公益委員見解と

して示されたものでございます。

今後は、この公益委員見解を参酌しつつ、法定3要素に基づき、ご審議いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【片山補佐】

続きまして、議事の「部会長、部会長代理の選出」に移らせていただきます。賃金室長の村上よりご報告申し上げます。

【村上賃金室長】

本専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用される同法第24条の規定に基づき、「部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」、また、「部会長に事故があるときは、あらかじめ公益を代表する委員のうちから委員により選挙された者が部会長の職務を代理する」こととされております。6月23日の公益代表委員会議において、部会長候補として村上委員、部会長代理候補として岡田委員が推挙されておりますので、ご報告申し上げます。

【片山補佐】

ただいま村上よりご報告申し上げましたとおり、部会長候補に村上委員、部会長代理候補に岡田委員が推挙されておられますが、委員の皆様にご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

部会長に村上委員、部会長代理に岡田委員ということで各委員のご承認をいただきました。

部会長、部会長代理席をご用意いたしますのでしばらくお待ち願います。

それでは、村上部会長、よろしくお願い申し上げます。

【村上部会長】

部会長を拝命いたしました村上でございます。専門部会におきましては、労使双方とも十分な議論をしていただき、また、円滑に審議が行われますことをお願い

い申し上げてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事(2)「令和8年度地域別最低賃金改定の目安について」です。
事務局から説明をお願いします。

【村上賃金室長】

それでは、改めまして、7月28日に開催された第75回中央最低賃金審議会におきまして、令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安についての答申がありましたので、その内容についてご報告申し上げます。

中央最低賃金審議会目安小委員会では、累次にわたる真摯な議論が展開された結果、7月28日に目安に関する小委員会報告が取りまとめられ、それを受けて、7月28日に中央最低賃金審議会会長から上野厚生労働大臣に対して、令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安が答申されたものです。

引上げ額の目安は、Aランク 54 円、広島県が属するBランク 56 円、Cランク 56 円で答申されました。

以上でございます。

【村上部会長】

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありますでしょうか。

(質疑なし)

【村上賃金室長】

続きまして、資料No.2「令和8年最低賃金に関する実態調査の概要」をご覧ください。

今回の最低賃金実態調査を見ると、広島県の賃金水準は全体として上昇しておりました。

6 ページ、現在の最低賃金 1,085 円を下回る未満率は 2.3%で、未満労働者数は 8,833 人となっています。

7 ページ、時間額の中位数は 1,300 円、平均賃金額は 1,518 円となっています。

8 ページ、規模別賃金分位数と対前年増減率の推移をまとめておりますが、特に最低賃金近傍の低賃金層では、第1・10分位数、第1・20分位数が前年比 6.37% 上昇しております。

14 ページ、中央最低賃金審議会のBランクの目安と同じ 56 円の引上げを行い、最低賃金を 1,141 円と仮定した場合、一般労働者＋パート労働者の影響率は 28.2%

となり、影響を受ける労働者は約 10 万 8 千人に達します。これは、全労働者数約 38 万 4 千人のうち、およそ 3 割が賃金改定の対象となります。

また、影響の内訳を見ると、一般労働者の影響率が 14.5%であるのに対し、パート労働者は 47.4%となっており、パート労働者では約 2 人に 1 人が影響を受けることになります。最低賃金引上げの影響は、最低賃金近傍のパート労働者への影響が大きいものでございます。

以上、今回の調査結果から、賃金上昇の流れは確認できており、時間額 56 円の引上げは、約 3 割に影響を及ぼす大幅な改定となり、パート労働者への影響が大きい結果となりました。

【村上部会長】

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、事務局から他の審議会の結審状況をお願いします。

【村上賃金室長】

現時点で結審しているところはありません。

【村上部会長】

続きまして、労使双方からの意見表明をお願いしたいと思いますが、その前に各側の委員で協議される時間をお取りした方がよろしいでしょうか。

(各側、協議時間必要なし)

それでは、意見表明をお願いします。まず労側からお願いします。

【藤中委員】

それでは労働者側の藤中から申し上げます。

この度、本審で伝達されました中央最低賃金審議会令和 8 年度目安答申を踏まえ、広島県最低賃金の改正に向けて、最低賃金近傍で働く労働者を取り巻く状況並びに労働者側の基本的な考え方を申し述べます。

目安につきましては、先ほどもありましたが、公益委員見解として、広島県を含む B ランクについては 56 円、率にして 5.2%と示されたところです。

先ほどもありましたが、目安どおり引き上げた場合、広島県の最低賃金は 1,141

円となります。

公益委員見解では、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではなく、都道府県別の経済・雇用の実態等に基づいて見極め、自主性を発揮することが期待されています。

この趣旨も踏まえ、以下、法定の3要素や、今年度の審議で重視したい点などについて、既に配布されております資料や連合広島の春季生活闘争集計結果をもとに申し上げてまいります。

最初に、労働者の生計費、物価の状況についてです。

2026年5月の消費者物価指数は、前年同月比で広島市が1.6%、福山市が1.2%上昇しております。

食料指数も広島市が前年同月の126.4から130.9へ、福山市も124.9から128.1へと、前年同月を上回る値となっており、生活に直結する負担は引き続き重い状況であると考えます。

また、広島市の単身勤労者の標準生計費についても、2025年4月は122,781円となり、前年から増加しております。

現行の最低賃金1,085円で月165時間働いた場合、月額179,025円となりますが、ここから税や社会保険料が控除されることや、住居費、食費をはじめ生活必需品価格の上昇を考えれば、最低賃金近傍で働く労働者の生活に十分な余裕があるとは言えません。

連合の試算である「連合リビングウェイジ」においては、広島県で単身の成人が自動車を保有しない場合でも、最低限必要な賃金水準は時間額1,180円とされております。現行最低賃金とは95円の開きがあり、現在の最低賃金は必要水準に達しているとは言えないと考えます。

目安答申の公益委員見解においても、全国の食料価格は昨年10月から今年6月まで平均4.3%と引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍の賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、「持家の帰属家賃を除く総合」の水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品の物価上昇を勘案する必要があるとされています。

広島県においても、食料指数は前年同月比で広島市が3.6%、福山市が2.6%上回り、いずれも総合指数の上昇率を上回っております。こうした生活必需品の価格上昇に加え、標準生計費や連合リビングウェイジも含めて生計費を判断する必要がある

あると考えております。

次に、春季生活闘争と賃金の状況についてです。

今年度 2026 年の春季生活闘争における連合の最終回答集計では、定期昇給分を含む賃上げ額は全体で 16,400 円、率にして 5.01%となっております。

300 人未満の中小組合においても 12,866 円、4.69%となり、全体では 5 % 台、中小組合では 5 % 近い高い水準となっております。

連合広島 of 最終集計においては、全体で 16,403 円、率にして 5.07%、中小組合で 12,970 円、率にして 4.72%となりました。

中小組合においては、率では前年を若干下回ったものの、金額では前年を 163 円上回っており、賃上げの流れは確実に継続しております。

厚生労働省委託事業による全国の中小企業調査においては、パート・アルバイトがいる企業の 63.5%が、賃金決定の際に地域別最低賃金を考慮すると回答しております。

また、最低賃金近傍の雇用者を対象とした別の全国調査においては、過去 1 年間に時間当たり賃金が上昇した人は 56.3%で、そのうち 80.3%が上昇した理由として最低賃金の引上げを挙げています。

最低賃金がパート・アルバイトや最低賃金近傍労働者の賃金決定において、非常に重要な基準となっていることがうかがえるかと思えます。

一方、春季生活闘争の成果が直接及ぶのは、主として労働組合のある職場です。この成果を未組織労働者や最低賃金近傍で働く労働者にも速やかに波及させ、賃上げを県内全体に広げるためには、最低賃金の引上げが不可欠です。

三つ目に、県内企業・雇用の状況についてです。

県内経済の動向では、設備投資は堅調に推移し、輸出や生産に改善の動きが見られる一方、個人消費は横ばい圏内にとどまり、中東情勢や原材料価格の影響など、先行きの不確実性も示されています。

目安答申の公益委員見解において、通常の事業の賃金支払能力は個々の企業の支払能力ではなく、各種統計資料を基に判断すべきものとし、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額などから、企業収益は改善傾向にあるとされております。

県内においても、2025 年賃金構造基本統計調査では、企業規模 10 人以上の全労働者の所定内給与額は前年比 2.4%増、年間賞与は 1.7%増加し、製造業では、そ

れぞれ 8.5%、9.7%増加をしております。

また、広島県中小企業家同友会の調査においては、従業員の賃金を「上げた」、「これから上げる」という企業が 68.5%、「余地があり引き上げる」、「余地を作って引き上げる」とする企業の割合は 54.8%となっています。

県内の中小企業においても賃上げの動きが広がっており、最低賃金近傍で働く労働者にも波及させる必要があります。

全国調査において、コスト全体の価格転嫁率は 54.2%となり、前年 9 月調査の 53.5%から改善しておりますが、なお十分とは言える状況にないと考えます。

こうした状況への対応については、最低賃金の引上げを抑えることなく、労務費を含む価格転嫁の促進、取引適正化、中小・小規模事業者への支援の強化によって進めるべきと考えます。

労働者の賃金改善を確実に図るため、最低賃金の引上げと支援策を一体的に進める必要があると考えます。

そして、2026 年 5 月の有効求人倍率は 1.36 倍であり、求人が求職を上回っております。また、2025 年の広島県の転出超過人数は 9,921 人となっております。

中央の目安答申では、地域間格差への配慮と B・C ランク地域の賃金上昇率や雇用情勢等を踏まえ、B ランクの目安額を 56 円としており、人材の確保・定着と県外流出の抑制という観点からも、広島県の賃金水準を高めることが必要と考えています。

そして、今年度の審議で重視したい点について述べます。

昨年度の最低賃金について、広島県では 65 円引き上げて 1,085 円とし、影響率は 24.4%でした。

この 24.4%は、改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合であり、昨年度の引上げが最低賃金近傍で働く多くの労働者の賃金を直接底上げしたことを示しております。

また、厚生労働省の委託事業による最低賃金近傍雇用者を対象とした全国調査では、時間当たり賃金の上昇理由として最低賃金の引上げを挙げた労働者のうち、主な仕事の労働時間については 67.9%が「変わっていない」、主な仕事による 1 か月当たり賃金については 62.0%が「増えた」、「やや増えた」と回答しております。

中央における公益委員見解でも、近年の大幅な引上げについて、雇用情勢等の指

標に大きな影響は確認できないとされております。

こうした結果も踏まえ、昨年度の広島県における引上げの影響についても、企業経営への影響だけでなく、労働者の賃金、労働時間、生活や人材確保・定着への影響も含めて総合的に捉え、今年度のさらなる賃金改善につなげる必要があると考えております。

また、昨年度の越年発効となった6県で働く最低賃金近傍の労働者の3割台半ばが賃金上昇の時期が遅れたと回答し、約2割が仕事へのモチベーションが低下した、約1割が家計に悪影響が生じたと回答しております。

発効日が遅くなれば、最低賃金近傍で働く労働者が賃金改善の効果を受ける時期も遅れることになります。

中央最低賃金審議会「目安制度のあり方に関する全員協議会」における「論点と考え方の整理」の対応方針でも、指定発効日とする場合には、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から十分に議論して決定すること、企業の支払準備期間を主な理由とする場合には、賃金原資や給与規程の見直し等に要する具体的な期間を十分に議論すること、さらにその判断理由をできる限り明らかにすることが示されております。

労側としては、春季生活闘争の賃上げ成果を未組織労働者にも速やかに波及させるため、法定発効日を基本とし、指定日発効とする場合には、この対応方針に沿ってその必要性を十分に確認すべきと考えております。

これらを踏まえ、広島県の目安額56円を十分に参酌した上で、法定3要素のデータと広島県の実態に基づき、物価上昇を上回り、最低賃金近傍で働く労働者の実質的な生活向上につながる金額を丁寧に議論すべきと考えます。

発効日については法定発効を基本とし、指定日発効とする場合には、中央最低賃金審議会の全員協議会における論点と考え方の整理に沿って、その必要性を十分に議論し、判断理由を明らかにすべきと考えます。

労働者側としましても、議論をしっかりと尽くして、働く者の生活安定と地域経済の持続的発展につながる結論を目指してまいります。

以上、労働者側の意見表明とさせていただきます。

【村上部会長】

はい、ありがとうございました。

ただいま労働者側から、広島県の各種データをもとに法定3要素において注目したい点について報告がありました。

物価については、広島市、福山市ともに上昇しており、食料品については総合指数を上回る上昇がみられることから、標準生計費も上がっているということでした。

また、連合リビングウェイジをもとに最低限必要な賃金水準として1,180円という具体的な数字が示され、現時点では95円不足しているとの説明もございました。賃金につきましても、全体及び300人未満企業の双方について、5%前後の賃金上昇が達成されているとの報告がありました。

さらに、パート・アルバイトなど最低賃金近傍で働く方々に関するデータの紹介もあり、そのような会社では地域別最低賃金が重要な参考基準となっていることも説明されました。

支払能力については、主に広島県内の経済状況について説明がありました。

全体的ということではありませんが、賃上げの動きが、製造業等を中心に広がっていること、しかしながらそうでない状況もみられることから、価格転嫁や支援策の充実を踏まえて考えていくべきとのご意見であったと思います。

また、重視したい点として影響率の説明がありました。昨年度の最低賃金引き上げによる影響率は24.4%であり、これは最低賃金近傍で働く人の賃金を直接引き上げるものであること、近年の最低賃金引上げによる労働時間などの雇用情勢等の指標への大きな影響は確認できないことなどをご指摘いただいたものと捉えております。

発効日については、法定発効を基本とし、指定日発効とする場合には、その必要性を十分確認してほしいとのご指摘をいただいたと思います。

このように理解をしておりますが、よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それでは、使側の意見表明をお願いします。

【長谷川委員】

はい、それでは私の方から使用者側の意見表明をいたします。

今回、中央最低賃金審議会からBランクについて56円という目安が示されまし

た。

賃金の引上げそのものの必要性については、使用者側としても認識しております。

ただ一方で、今回示された 56 円、率にして 5.2%という水準については、県内の中小・小規模事業者の経営実態を考えますと、相当に厳しい引上げ額であると受け止めております。

また、公益委員見解においても、法定 3 要素についてそれぞれ慎重に見ていくべきとの考え方が示されておりますので、その点についてお話ししたいと思います。

まず、生計費については物価上昇が続いており、とりわけ食料品など生活費の負担が依然として大きいことは認識しております。

しかし一方で、消費者物価の上昇率については昨年と比較して鈍化しているとの中央の公益委員の見解も示されております。

また、賃金については、春季賃上げでは一定の賃上げの動きが続いているものの、30 人未満の企業では低い数値も見られており、企業規模によって賃上げの実態について慎重に確認する必要があると考えております。

さらに、使用者側として特に慎重に見なければならないのが通常の事業の賃金支払能力です。

企業収益全体では改善傾向が見られる一方、中小・小規模事業者では原材料費やエネルギー価格などのコスト上昇が続き、価格転嫁、特に労務費の価格転嫁は十分とは言えません。

賃上げ原資を確保できていない事業者が半数いるということは、十分に考慮する必要があると考えております。

また、中央の目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない、公益委員見解でも、都道府県ごとの経済や雇用の実態に基づいて判断すべきものであると、先ほど宮原労働局長からもお話しがございました。

したがって、56 円という目安をそのまま当てはめるのではなく、法定 3 要素に基づいて、広島県の実態を具体的なデータで確認した上で判断することが必要であると考えております。

また、今回は引上げ額だけでなく、発効日についても十分な議論が必要であると考えております。

中小・小規模事業者が実際に賃上げを行うためには、賃上げ原資の確保が必須で

す。取引先との価格交渉、価格転嫁、給与規程の見直し、就業調整の対応など、様々な面で一定の準備期間が必要となります。

中央の資料においても、令和7年度は11月以降に発効日とした地域が全国で27府県、そのうち6県は令和8年1月1日以降の発効となっています。

中央の目安の委員会でも近年の最低賃金の引上げ額の拡大を踏まえ、事業者の準備期間を十分に確保する観点から発効日を年始めとすべきとの意見が寄せられていることや、指定日発効についても、賃金原資の確保、給与規定の見直し、就業調整の対応の面で、一定の意義があったという認識もあります。

こうしたことから、使用者側としては、法定3要素についての県内の実態を十分に確認し、引上げ額と発効日の双方について、中小・小規模事業者が現実に対応できる持続可能な水準と時期を慎重に議論していく必要があると考えております。

以上です。

【村上部会長】

はい、ありがとうございました。

ただいま使用者側からは、賃金引上げの必要性については十分理解しているものの、中央の目安である56円は、中小企業の経営実態を見ると非常に厳しい数字であるとのご意見をいただきました。

法定3要素につきましては、生計費について労働者の負担が重いことは理解しているものの、物価上昇率は昨年度と比べて鈍化している点も見べきであるとのご意見をいただきました。

賃金につきましても、30人未満の事業所では低い数値も見られることから、企業規模によって賃上げの実態には差があり、その点を踏まえて議論すべきであるとのご意見もいただきました。

また、特に重視したい法定3要素として支払能力を挙げていただき、コスト上昇が続き、価格転嫁、特に労務費の価格転嫁が十分に行われていない中で、賃上げ原資を確保できない企業も半数いるとのことでした。そして、広島県の実態を具体的なデータで確認した上で判断すべきであるとのご意見もいただきました。

発効日については、賃金の上がり方が非常に大きくなっていることから、賃金を引き上げるためには準備期間が必要であり、発効日についても十分な議論が必要で

あるとのご意見を頂戴したものだと思います。

法定３要素に関する県内データをしっかり分析した上で議論を進めていくべきであるのご意見であったと理解しております。

そのような理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ただいま労使双方から意見表明をしていただきました。

双方のご意見を聞かれて、それぞれご意見等はございますか。

労働者側はいかがでしょう。

（意見なし）

使用者側はいかがでしょう。

（意見なし）

ありがとうございます。

本日は労使双方のご意見をお聞きしました。

本日の審議はここまでとし、具体的な金額等の審議は次回へ持ち越したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【蔵田委員】

一点、発言をさせていただきたいと思います。

この間の本審でも申し上げたのですが、３要素のデータに基づいた審議を徹底するというのが共通認識と考えております。

第４表について申し上げたのですが、今回の答申の公益委員見解の中でも明確にその重要性が記されています。

別紙１の２の３ページに、「第４表は目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある」とされています。

目安審議ではあるのですが、各県における金額審議においても、その重要性は同様ではないかと考えております。

また、「通常の事業の賃金支払能力」においても、「賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等を勘案して賃金決定がなされた結果である」ということで、データに基づく審議をしていく中で、年々この審議会の賃金改定の重みが増しておりまして、今年度の審議ということではありませ

んが、厚生労働省において、各県のデータが公表できるよう、新たな予算が必要となるかもしれませんが、各県の第4表データに基づいた議論が、来年度以降、審議できるようにすべきではないかと強く思っております。

可能であれば、会長報告の中にも盛り込んでいただくことをご検討いただければと思います。

【村上部会長】

ありがとうございます。

我々公益委員としても、具体的な広島県のデータを基に、法定3要素を鑑みて金額を決定したいと考えております。

データにつきましても、取得できるものは可能な限り取得していただけると伺っておりますが、事務局から説明いただけることはございますか。

【村上賃金室長】

データについては、檀上指導官から説明をさせていただきます。

【檀上指導官】

お配りしている「主要統計資料における都道府県別数値の有無のまとめ」など4種類あります。

右上に①、②、③、④と記載しておりますが、これは中央最低賃金審議会で使用された資料のうち、都道府県別データがあるもの、ないものを整理した一覧表です。

①の赤字は都道府県別データがある資料、②、③、④は「有無」欄に○があるものは都道府県別データがある資料です。

この一覧表を各委員にメールいたしますので、都道府県別データがある資料のうち、審議するに当たり、どうしても必要と思われる資料がありましたら、一覧表に黄色マーカーで印を付けて返信していただければ、本省に提供を依頼します。

①、②については、571回本審の資料5、7に添付しておりますので、参考にいただければと思います。

③、④につきましては、メールに資料を添付させていただきますので、参考にいただければと思います。

なお、本省に依頼しましても、提供してもらうのに時間を要すると思われるので、専門部会開催に間に合えば提供させていただきます。

【村上部会長】

ありがとうございます。

データを取り寄せられるかどうかわからないけれど、取り寄せのために動いていただけるということでございますので、我々公益も必要なデータをお伝えしたいと思いますが、労側、使側委員の皆様も、今回配布された資料をご覧いただき、このデータはぜひとも欲しい、参考にしたいというものがございましたら、事務局へご連絡いただければと思います。

ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

【長谷川委員】

第4表はあったのでしょうか。

【村上賃金室長】

県別データにつきましては、今年度については、蔵田委員からおっしゃっていたデータは県別データとしてはございません。

お示しできるものはございませんので、Bランクという括りで統計処理をしているところでございます。

先ほど、「部会長報告で」というお話がございましたので、部会として、まとめていただくということでございましたら、厚生労働本省の方へその内容を伝えていくということで進めさせていただきたいと思います。

【村上部会長】

第4表については、県別のものがないということですので、来年度以降、働きかけをしていただくということになろうかと思います。

それ以外にも参考になりそうなデータがあるかと思いますので、何かございましたら事務局へご連絡いただければと思います。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、議事の「その他」に移ります。

事務局より説明をお願いします。

【村上賃金室長】

審議の日程について確認をさせていただきます。

第2回専門部会でございますが、先ほど本審でお配りしました「スケジュール修正案」によりますと、8月4日(火)の午後ということになっております。

開始時刻でございますが、本日と同様に午後1時30分頃からでご都合よろしいでしょうか。

それでは、8月4日(火)、本日と同時刻の午後1時30分から開催いたします。

場所は、本日と同じ会場でございますので、よろしくお願いいたします。

【村上部会長】

それでは、第2回専門部会は、8月4日(火)13時30分から開催させていただきます。

開催場所は、今日と同じ合同庁舎2号館6階7号会議室となります。

次回結審しない場合は、第3回専門部会を開催することになりますので、事務局は準備をお願いします。

そのほかに何かございますか。

(質疑なし)

事務局から何かございますか。

【村上賃金室長】

ございません。

【村上部会長】

次回の専門部会も公開といたします。

それでは、これをもちまして第1回広島県最低賃金専門部会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でした。